



災害時給水栓について

- ① 災害時給水栓は、市立の小・中・高等学校等すべての指定避難所 195 か所に設置を進めている応急給水施設です。数多く設置することで、給水待ち行列の分散化が期待されます。
- ② 学校の防災備蓄倉庫等に保管している給水ホース・仮設給水蛇口を接続し、簡単に給水所を開設できます。
- ③ 災害により停電が生じた場合、受水槽や増圧ポンプを使用しているマンション・ビル・学校などの建物では断水となることがありますが、災害時給水栓は道路の下の水道管と直接つながっており、水道管の水圧を利用して水が出る仕組みのため、停電の影響を受けません。
- ④ 災害によりご家庭の水道設備が破損し水が出ない場合でも、災害時給水栓は、つながっている水道管が使えれば、水が出ます。
- ⑤ 災害時給水栓は、つながっている水道管が断水になった場合は、水が出ません。この場合は、近隣の給水所をご利用いただくか、要請に基づいて水道局が順次設置する仮設水槽等をご利用いただくことになります。

給水所の開設について

以下の基準により、避難所の運営にあたる地域の皆さま(※)による給水所の開設・運営をお願いします。断水によりお困りの方々に、広く利用していただけるようご協力をお願いいたします。※ 避難所担当課職員、町内会の担当の方、学校等の施設管理者

<災害時給水栓の開設基準>

- | | | |
|----------------------------------|---|------------------------------------|
| ① 市内で震度 6 弱以上の地震が発生し指定避難所を開設した場合 | → | 必ず開設作業を行う |
| ② ①以外による指定避難所の開設 | → | 必要に応じて開設作業を行う
(水が使えずお困りの方がいる場合) |
| ③ 避難所が開設されていない場合 | → | 水道局が学校等へ開設の協議を行い、水道局が開設・運営 |

防災訓練への活用について

災害時にスムーズに利用できるよう、地域の防災訓練等でも災害時給水栓をご活用ください。訓練を行う際には、訓練用の給水ホースをお貸ししますので、事前に水道危機管理室にご相談ください。

注意：学校に配備してある給水ホースは密閉・滅菌処理された長期使用可能な災害時専用品です。災害時以外は、袋を開けないでください。

災害時給水栓に関するお問い合わせは
仙台市水道危機管理室 TEL022-304-0099

夏の暑い日には、給水所まで行くのも、重い水を持って帰るのも一苦労です。
運搬用具もご準備ください。



雪の降る冬の日には、給水所で何十分、何時間も並ぶのは、寒くて大変です。

災害による**断水**に備えて…

1人1日3ℓ

×1週間分

飲料水の備蓄をお願いします。

市販の
ペットボトルの
買い置き

空容器への
水道水の
くみ置き※

お風呂のお湯も残しておくと、トイレ等の生活用水として使えます。

※くみ置きの際は、幼児の転落事故などにご注意ください。

※洗浄した容器を使えば、日陰で4日程、冷蔵庫で1か月程まで飲用可能です。



ウォッターくん

仙台市水道局